

令和7年度の子ども家庭総合支援センターの活動状況について

1 子ども家庭総合支援センターの相談受付状況

(1) 内容別相談受付件数

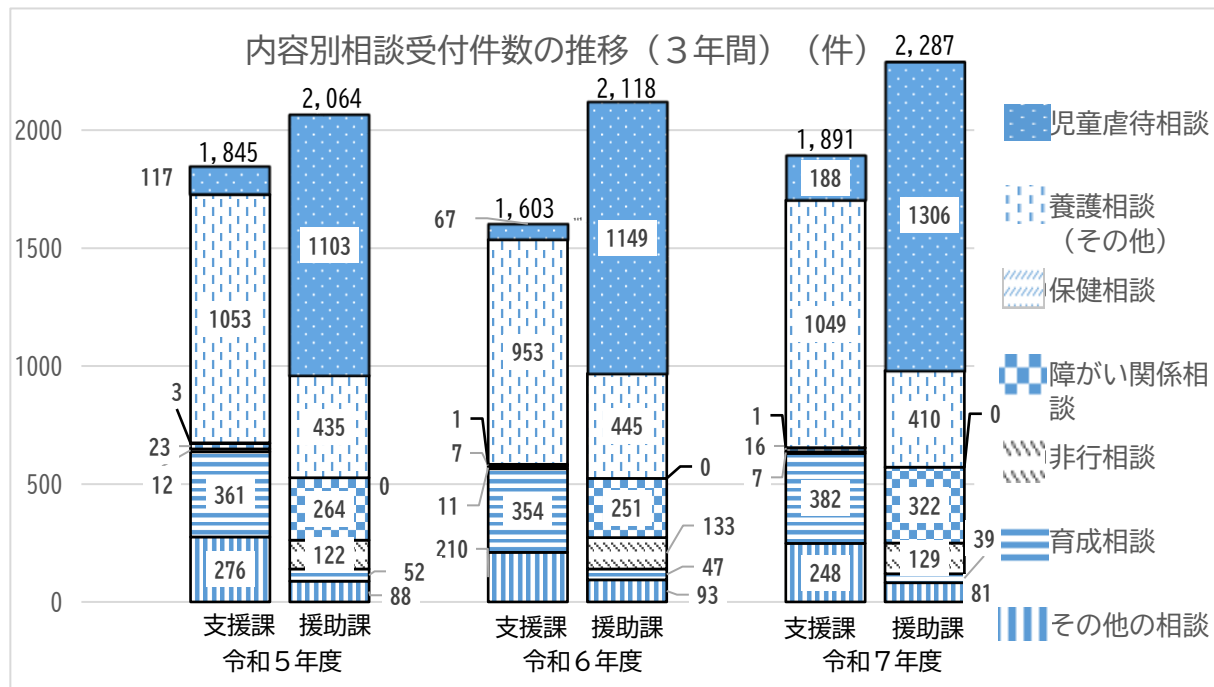
○家庭環境や養育環境に起因する課題が複雑化・多様化しており、児童虐待相談をはじめ、相談件数は全体として増加傾向にある。

○相談受付後は、こども家庭センター機能の支援課と児童相談所機能の援助課が一体的に協議し、必要な調査・確認を実施したうえで支援方針を決定し、それぞれの専門性を活かした支援等を行っている。

単位：件 () は前年実績					
		支援課	援助課	合計	
養護 相談	児童虐待相談		188(67)	1,306(1,149)	1,494(1,216)
	内 訳	身体的虐待	69(15)	353(276)	422(291)
		性的虐待	0(0)	7(5)	7(5)
		ネグレクト	39(36)	169(164)	208(200)
		心理的虐待	80(16)	777(704)	857(720)
	その他の相談 ※ (虐待相談を除く)		1,049(953)	410(445)	1,459(1,398)
保健相談		1(1)	0(0)	1(1)	
障がい関係相談		16(7)	322(251)	338(258)	
非行相談		7(11)	129(133)	136(144)	
育成相談 ※		382(354)	39(47)	421(401)	
その他の相談		248(210)	81(93)	329(303)	
合 計		1,891(1,603)	2,287(2,118)	4,178(3,721)	

※養護相談（その他の相談（虐待相談を除く））：親の入院等による養育困難等、家庭環境に関する相談

※育成相談：育児やしつけ、性格行動といった子どもの育成に関する相談

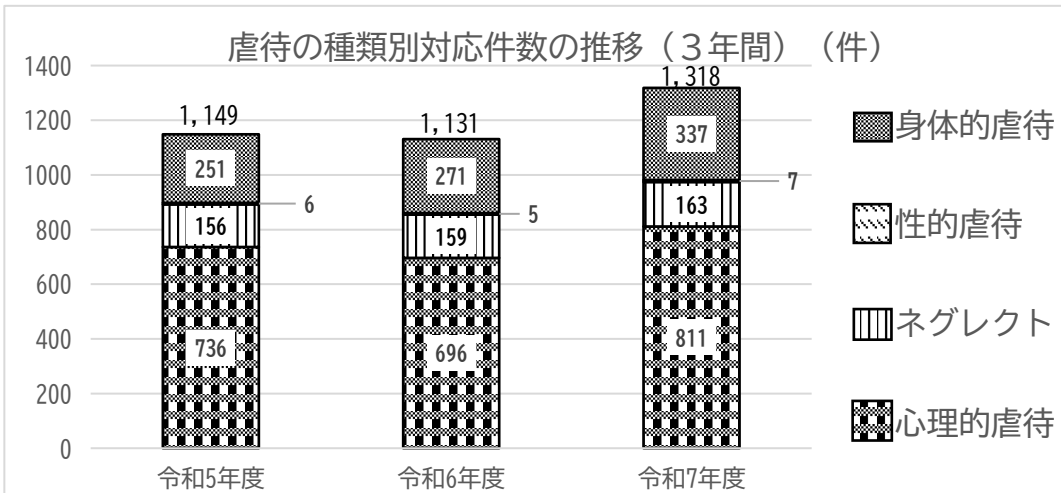


2 子ども家庭総合支援センターの対応状況

(1) 児童虐待相談対応件数（※）（児童相談所機能）

○最も件数の多い心理的虐待については、子どもの面前で行われる配偶者間等の暴力（面前DV）に伴う警察からの通告が多く、相談対応件数増加の一因となっている。

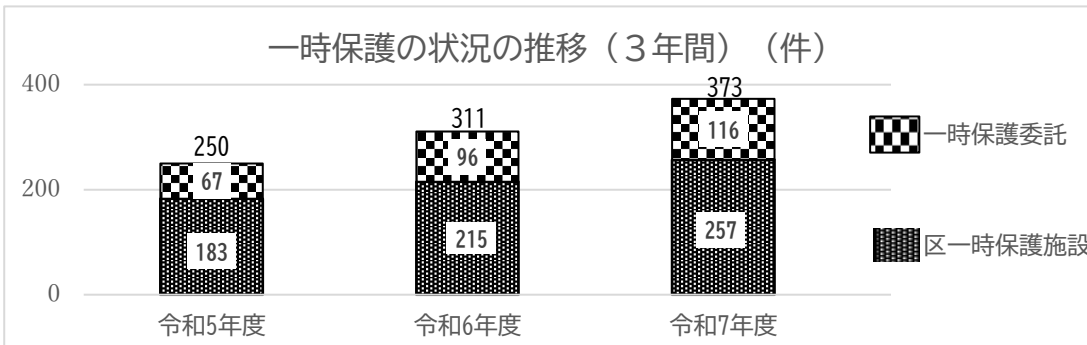
※児童相談所機能の援助課で受け付けた児童虐待に関する相談について、令和7年度中に対応した件数である（国は、この児童虐待相談対応件数を毎年公表している）。



3 一時保護の状況について

(1) 一時保護の状況（板橋区の児童を一時保護した総数）

○児童虐待相談対応件数の増加に伴い、一時保護を必要とするケースが増加しているが、子どもの安全を最優先に必要な場合には躊躇なく一時保護を実施している。



(2) 一時保護施設の入所状況（一時保護施設の新規入所児童数）

○入所児童は増加傾向にあり、平均保護日数は43.6日となっている。定員を超える入所状況も生じているが、退所時のアンケートでは約9割の児童が「安心して生活できた」と回答している。

単位：人 () は前年実績					
	幼児	学齢女子	学齢男子	合計 (A)	(A) のうち 他自治体からの 一時保護委託
新規入所児童数	48(46)	106(79)	114(98)	268(223)	11(8)

4 社会的養護

(1) 施設入所・里親等委託児童数

○相談・通告があった子どものうち、家庭での養育が困難、あるいは不適當であると認めた場合等には、里親への委託や児童養護施設等への入所を行っている。

単位：件 () は前年実績

総 数 (令和 8 年 3 月末現在)	乳 児 院	施 設 児 童 養 護	支 援 児 童 自 立 施 設	治 療 児 童 心 理 施 設	関 係 障 が い 児 施 設	ホ ー ム 自 立 援 助	ホ ー ム (フ ァ ミ リ ー 含 む)
203(199)	12(8)	138(146)	3(4)	2(1)	10(10)	9(6)	29(24)

(2) 里親の登録家庭状況

単位：家庭 () は前年実績

里親家庭登録数 (令和 8 年 3 月末現在)	内 訳			
	養育家庭	専門養育家庭	親族里親	養子縁組里親
57(53)	35(32)	2(2)	1(1)	19(18)

※養子縁組里親のうち、8家庭は養育家庭と二重登録している。

※専門養育家庭は、養育家庭として登録し、一定の養育経験や研修を経て登録するものであるため、養育家庭数にも計上している。

5 要保護児童対策地域協議会

○児童虐待や養育上の課題を抱える子どもと家庭を早期に発見し、適切な支援につなげるため、区、学校、保育園、警察、医療機関等の関係機関が連携して情報共有や支援方針の協議を行っている。

○関係機関へアウトリーチを積極的に行っているほか、子どもとのかかわり方及び課題のある家庭への支援方法を学ぶ機会として、関係機関職員を対象に研修も実施している。

板橋区要保護児童対策地域協議会（三層構造）

代表者会議

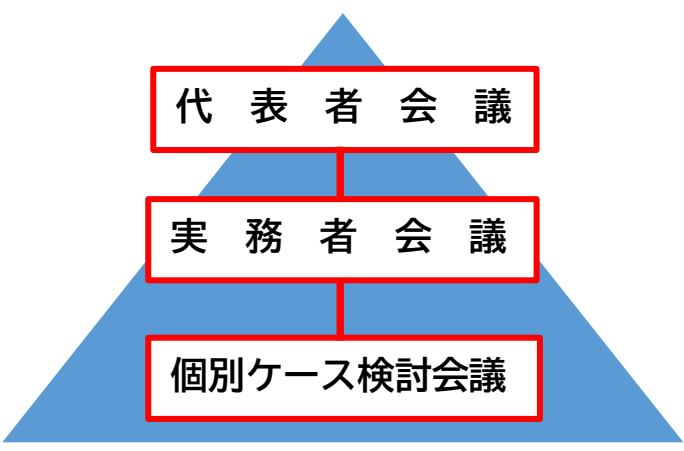
要保護児童支援に係る組織の代表者等により構成（年2回開催）

実務者会議

対象児童に対応した組織の実務者により構成
集合型 前後期 各22回
アトリーチ型訪問（約400機関（※））

個別ケース検討会議

個別のケース毎に関係者により実施（134回開催）



※区立小中学校、あいキッズ、区立・私立保育園、区立・私立幼稚園、児童館など

6 令和7年度の主な動きと今後について

児童虐待相談や一時保護件数が増加する中、子どもの安全確保を最優先に、子育て支援の充実、制度改正への対応、周知啓発、施設の環境整備を行っている。

(1) 子育てサポート事業の拡充

○育児支援ヘルパー派遣事業の初回10時間までの利用無料化及び産前産後支援事業（産後ドゥーラ）の利用者負担軽減を実施することで、利用増加につなげた。

○令和8年4月から病児・病後児利用に係るベビーシッター利用料助成事業の対象を小学3年生まで拡大しており、今後も多様な子育てニーズを踏まえながら、支援制度の充実を図っていく。

(2) 一時保護時の司法審査（※）の開始

○6月から一時保護の適正性や手続の透明性を確保するため、一時保護開始時の司法審査を実施し、47件の一時保護状が発付された。

※親権者等が一時保護に同意した場合や、請求までに一時保護を解除した場合を除き、一時保護前又は一時保護開始から7日以内に裁判所に一時保護状を請求し、裁判官は明らかに一時保護の必要がないと認めるとき以外は、一時保護状を発付する。

(3) 里親制度普及啓発絵本による里親子支援の実施

○板橋のまちを舞台にした里親制度普及啓発絵本「わたしのうち」を活用し、区内イベント等での読み聞かせを実施するとともに、里親として子どもを養育している方と里親希望者との交流の場として新たに「里親カフェ」を4回開催した。

○今後も、普及啓発を進めるとともに、地域全体で里親制度を支える基盤づくりを強化し、里親登録数の増加につなげていく。

(4) 「温かみがあり居心地のよい一時保護施設」に向けた取り組み

○一時保護中の子どもたちの学習環境の充実を図るため、新たに対話型ICT教材「すらら」を導入するとともに、学校管理職経験者を学習指導員として任用し、一人ひとりの状況に応じた学習支援を実施した。

○月2回開催している子ども会議「りんりんタイム」で1番多く出された「好みの音楽を聴きたい」という意見表明を踏まえ、令和8年度からサブスクリプション音楽配信を導入し、居心地のよい生活環境を推進している。



子育てサポート事業チラシ



里親制度普及啓発イベント



一時保護施設の学習室